

府議付議事案書

開催・平成28年10月12日

所管部課	学校教育部 給食課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する 規則について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨 東大和市学校給食センター設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行なう。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正を行う。(第1条、改正後の第6条) ・東大和市学校給食センター運営委員会の所掌事務を東大和市学校給食センター設置条例に規定したことに伴い、第2条を削る。(第2条) ・第2条を削ったことに伴い、後続の条を繰り上げる。 <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 規則の内容を実態に即したものにすることができる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年第3回東大和市議会定例会において、「東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」について、可決 ・平成28年第9回教育委員会定例会において、「東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則」について、承認。 ・規則の案文は、文書課において審査済み。 				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等) 府議終了後、速やかに起案事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注: 定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。